

第二十八回国 参議院文教委員会會議録第六号

(一四一)

昭和三十三年三月六日(本曜日)午後二時八分開会

委員の異動

三月五日委員前田佳都男君及び松澤靖介君辞任につき、その補欠として川口爲之助君及び秋山長造君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 湯山 勇君
理事 野本 品吉君
竹中 勝男君

委員

川村 松助君
下條 康麿君
林屋龜次郎君
三浦 義男君
秋山 長造君
高田なほ子君
松永 忠二君
吉田 法晴君
加賀山之雄君

國務大臣

文部大臣 松永 東君

政府委員

文部大臣官房 齋藤 正君
総務参事官 内藤三郎君
文部省初等中等教育局長 緒方 信一君
文部省大学学術局長 緒方 信一君

事務局側

常任委員 工業 英司君
会専門員

本日の會議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○連合審査会開会の件

○学校保健法案(内閣提出)

○教育、文化及び学術に関する調査の件

(当面の文教政策に関する件)

(昭和三十三年度文教予算に関する件)

○委員長(湯山勇君) これより文教委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について報告いたします。

三月五日、前田佳都男君及び松澤靖介君が辞任され、その補欠として川口爲之助君及び秋山長造君が選任されました。

以上であります。

○委員長(湯山勇君) 次に、午前中開きました委員長及び理事打合会の経過について報告いたします。

最初に、本付託になっております学校保健法案について、本日提案理由並びに補足説明を聴取し、次回十三日から質疑に入ることとなりました。

次に、教職員の勤務評定に関する参考人の意見聴取の件であります。本件については、第二十七回国会十一月五日の委員会におきまして、関係者から参考人として意見を聴取する必要性について意見の一致を見ながら、時期的な関係から、本国会においてなるべく早い機会にこれを行うことを確認しておりますので、今回勤務評定実施

基準案を作成した全国都道府県教育委員長協議会及び同教育長協議会の関係者から、その立案の趣旨並びにその内容、実施方法等を明確にする目的で、適当な時期に参考人として出席を求め、ことに意見の一致を見ました。

次に、内閣委員会に付託されております文部省設置法の一部改正法案について、同委員会と連合審査会を開催する件について協議を行いました結果、これを行うことに決定いたしました。

なお、放送法の一部改正法案についても、連合審査会を行うことに意見の一致を見ましたのでありますが、本案は本会議で趣旨説明を聴取する要求が出ておる関係上、いまだ付託されておられませんので、本件については後日決定を願いたいと存じます。

次に、科学技術振興について関係者から意見を述べたいという希望がありました。本件は後日協議することといたしました。

また、著作権法の改正について意見の交換を行なったのでありますが、本件については、すみやかに各会派の態度をまとめることとなりました。

以上報告通り取り運ぶことに御異議ございませんか。

○竹中勝男君 今の勤務評定に関する協議会並びに教育長協議会から参考人として意見を聴取する、実情を聴取するということについて適当な時期ということでけつこうと思ひますけれども、しかし、これはやはり十一月の決定にもある通り、できるだけ早い機会

に、四月から実施されるわけですから、なるべくやはり早い時期に、一参考人を呼んでいただきたいということ、理事としてそういう希望をこころで申しておきたいと思ひます。御賛同を得たいと思ひます。

○委員長(湯山勇君) ただいまの竹中君の発言につきましては、追つて理事会において十分御協議を願ひたいと思ひますが、よろしゅうございませうか。

○松永忠二君 道徳教育の時間特設を中心とした教育課程の問題について、やはり相当各方面に意見もあるようでありますので、参考人を呼んで意見を聴取するということについて委員長が委員長、理事打合会において一つ御協議を願ひたいと思ひます。これについては、やはり四月から実施をするということを文部省も希望しているような状態であるから、三月中には、一つその意見聴取ができるように取り計らいをいただきたいと思ひます。

なお、もう一つ委員長にお願ひをしておきますことは、この前初中局長からもお話しがありました教育課程審議会の前の教育課程審議会が道徳教育並びに職業教育に關係して前回の審議会の報告した事項を資料としてお出しをいただきたいという要求を私したわけでありますが、早急に一つそれが取り運ばれるようにお手配いただきたいと思ひます。

○委員長(湯山勇君) ちょっと申し上げますが、松永君の御発言は、理事会

の報告と若干性質が違ふと思ひますから、理事会の報告を承認いただいたあとで、今の問題を取り上げたいと思ひますが、それでよろしゅうございませうか。

○高田なほ子君 ちょっと質問があるのです。その報告について、勤務評定の問題について参考人を呼んでいろいろの意見を聞くということについて、私は賛成するわけですが、今の報告によりますと、理事者側からだけの意見を聞くようにありましたけれども、そういうふうには理解していいわけですか。もっと広い意味で意見を聞くというのではないのですか。

○委員長(湯山勇君) 本日の理事会の決定は、今回勤務評定実施基準案を作成した全国都道府県教育委員長協議会及び同教育長協議会の関係者から、立案の趣旨並びに内容、それから実施方法、それをまず聞くというわけでございます。高田君の御発言の点については、今回は考慮に入れていないわけでございます。

○高田なほ子君 重ねてお伺ひをしますが、勤務評定は非常にやはり大きな問題になっておるし、これは単に当面の教職員だけではなく、かなり広い職場でもこの問題が論議され、また、国民の中でも、この問題については、かなりの論議がされておるので、できれば理事者側から実施計画の経過だけをここで聞くのではなくて、できればやはり広い層からの意見というものが開

陳され、われわれもまた、その意見を十分に聞くという機会というものが当然持たなければならぬと思うのですが、委員長におきましては、そうした措置についても善処されることを強く要望したいと思います。

○委員長(湯山勇君) ただいまの高田君の御意見も、この参考人を呼ぶ時期の決定等の機会につけて加えて御審議いただくようにいたします。その御意見から、それで御了承いただきたく思います。

○加賀山之雄君 科学技術振興で申し出があったというのは、どういう立場の方からお申し出があったのですか、話をしたいという。

○委員長(湯山勇君) 直接科学技術並びに科学技術教育に關係しておる學者の方とか、あるいは學術會議の方とか、そういう方々から、公式にはありませんけれども申し出がありましたのでお諮りしたわけでございます。

○加賀山之雄君 學術會議の議長からというふうなことではないのですか。

○委員長(湯山勇君) ということではあります。

○加賀山之雄君 希望としては、そういう方からお申し出があったなら、これはやはりできるだけ放っておかないで早く伺うのがいいと思います。そういうふうな委員長にお取り計らいをお願いしたいと思います。

○委員長(湯山勇君) 了承いたしました。それでは、ただいま御報告申し上げました委員長、理事打合会の決定については、その通り運ぶことに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(湯山勇君) 次に、松永君から御発言のありました道徳教育教科課程について参考人を呼ぶこと、この件についてお諮りいたします。この件の取り計らいをいかに行うか、この件にかかるといふことがございましょうか。

○高田なほ子君 いかでございましょうか。この問題はやはり大へん大きな問題になっておるわけでありまして、ぜひ廣い国民層からの各般の御意見を聞くという機会というものを持っていたいただきたいということを、私どもは謙虚に要望するわけでありまして、そういう時期あるいは人選方法等については、従来の慣行通りに委員長、理事打合会等で御相談いただきまして、大へんけっこうだと思ひます。そういうふうに取り計らうていただきたいと思います。

○委員長(湯山勇君) 他に御意見ございませんか。——それではこの件につきましては、松永君及び高田君の御発言の通り理事会において検討するということについて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(湯山勇君) そのように決定いたします。

○委員長(湯山勇君) 次に、松永君から資料要求についての重ねての御発言がございました。この点については、初中局長の方から御説明願ひたいと思ひますが、どうなつておるのでしょうか。

○政府委員(内藤三郎君) 本日プリントにしたものを持参合せておりますが、趣旨は前回の教育課程審議会に議論されましたときに、道徳教育の教科については御異議がなかった。これについて特設した方がよいとい

う意見と特設しなくてもよいという二つの意見がございました。そのことでございまして、この程度が教育課程審議会に引き継がれておるのであります。ですからあらためてその程度のことを文書としてお出ししてもけっこうでございます。

○松永忠二君 その点については、この前あなたが御答弁になつて、前回の審議会の積み上げとして十分に検討したというお話しであつた。従つて、私どもはやはり前回相対長い期間にこの問題は討議されたのだから、その討議の状況等については詳細にやはり報告をして、そして今度の審議会における参考としてやつていくということが至当なことだと思ひます。そういうことについての取り運びをする責任というものは、局長に私はあると思ひます。局長が簡単なことを、今言われたような程度のことを審議会に引き継いだとするならば、これは至当な引き継ぎの仕方ではないと思ひます。そうなつてくれば、私たちは前回の審議会の審議記録を公開していただきたというところを要求しなければいけないわけですね。そういう御答弁であります。

○政府委員(内藤三郎君) 私どもはこの審議会の経過は、これは公表すべき性質のものではないと思ひます。ですから、要項について書かれたものを出すというのであります。どちらでありますか。

○政府委員(内藤三郎君) 私が申し上げたのは、前回の審議会に議論になつたまとめでございます。個々の委員が「一々どういふ発言をされたか、こういうふうなことは、私どもは必要ない」という考へ方で、全体の流れ、問題点の出し方、こういうふうなものについて、前回の記録をまとめておきますので、この程度のことには本委員会に出すというところはけっこうでございます。こういう意味でございます。

○松永忠二君 今発言されたようなとりまとめを一つ出していただきたいと思ひます。

○秋山長造君 内藤局長に關連してお伺ひいたしますが、この教育課程審議会の審議の内容は公開すべき性質のものではないといふさきの御答弁があつたのですが、公開すべき性質のものではないといふ私は思ひます。これはどういふわけで公開できないのですか。大体審議会というものは、事を民主的に運ばうといふことで審議会というものが設けられていると思ひます。従つてその審議会というものはこれはもう当然公開主義でやられるのが私はほんとうだと思ひます。こういう審議会だとか、調査会だとかいろいろな機關が政府關係、各省關係設けられておられますが、今おっしゃるような審議会の内容を公開すべき性質のものではないといふような審議会というものは、私ははかばかしく思ひます。憲法制定当時の秘密議事録という話はあるけれども、それくらいのもので、教育課程審議会なんかいふ内容を公開すべき性質のものではないといふようなことは、それは私はおかしと思ひます。その点はどうかいふわけです。

○政府委員(内藤三郎君) どの委員

が「一々どういふ発言をされたか、こういうふうなことは、私どもは必要ない」という考へ方で、全体の流れ、問題点の出し方、こういうふうなものについて、前回の記録をまとめておきますので、この程度のことには本委員会に出すというところはけっこうでございます。こういう意味でございます。

○政府委員(内藤三郎君) どの委員

がどういふ発言をされているかということ、これは委員の方々の良識によつて判断されているわけですが、そういうふうなものが堂々と外部に漏れて、言論の自由が束縛されては、私はならないと思う。しかしながら、審議会ですとまとめた結論、これは私はお出ししてもけっこうだと思ひます。

○秋山長造君 では別な角度からお尋ねいたしますが、この教育課程審議会の会議録というものはとつてあるのですかどうですか。

○政府委員(内藤三郎君) とつてありません。

○秋山長造君 それは速記録ですか、それともさつきおっしゃつたようなある程度要約の取りまとめというふうな程度のものでしょうか。

○政府委員(内藤三郎君) 要約の取りまとめでございます。

○秋山長造君 じゃ要約の取りまとめ程度のものしかとつていないというふうな理解してよろしいわけですか。

○政府委員(内藤三郎君) さうでございます。

○秋山長造君 じゃ今、松永委員に約束された資料の提出というものはそれなんでしょうね。

○政府委員(内藤三郎君) 大体要約の取りまとめでございます。

○秋山長造君 そつたしますと、この委員会での記録は全部資料として出さう、こういう趣旨だと承わつていいのですか。

○政府委員(内藤三郎君) 委員会の今申しました取りまとめの結論については、私も発表して差しつかえないと考えております。

○秋山長造君 いや、取りまとめの結

論というところがちよつとニュアンスが違ひますが、取りまとめのものをそのまゝ資料要求に応じて資料として出さうというのか、それともその中からまたあなたの主観をもつて、こういうものは国会に出しても当りさわりのないだろう、こういうものはなるべく見せぬ方がよいだろう、こういうことになるのですか、どつちなんですか。

○政府委員(内藤三郎君) 私の主観をまじえるようなことは考えておりません。ただ、審議会の審議の過程においていろいろな人の意見が出ておるから、そういうものはお出しすることはいかぬと思ひます。審議会としてまとめた結論がございませうれば、それはお出ししてもけっこうだと思ひます。

○竹中勝男君 関連して、さつき内藤局長の公開すべきものではないと言つた部分は、あなたのところには記録にあるのですか。

○政府委員(内藤三郎君) 公開すべき部分と申しましたのは、私が申しました意味は、大体審議会ではいろいろと審議されて、最後に審議会としてこういうふうなきめよう、こういうふうなきまつたものは、これは公開してもよいと私は思つておりますが、審議経過の分につきましては、それはどなたの委員がどういふふうな発言をされたというところは、これはこれは一切外部に出さないことになっております。

○竹中勝男君 だれがどう言つたかといふことは、あなたの方では速記録はとつてないというのでありませうか。

○政府委員(内藤三郎君) メモ程度のものはとつております。

○竹中勝男君 そのメモ程度のものをなぜ公開できないのですか。公開すべきでないのですか。そうすると、審議会であつたので、私も内閣の審議会の委員をたがひたしてありますが、何も公開されて困るような発言というものはないと思ひますが、公開して困るような発言があるのですか。

○政府委員(内藤三郎君) 私どもは各委員の責任において発表されたことを、その委員の了解なしに発表することとは控へたいと思つております。

○竹中勝男君 それじゃ委員の了解を得れば発表できますか。

○政府委員(内藤三郎君) 各委員の御了解を得れば、これは私は発表して差しつかえないと思つております。

○竹中勝男君 それじゃ、さつき重大な問題ですから、また委員のニュアンスがあるといふことでありますから、少くとも参議院の文教委員会は了解を得てこれを発表してもらいたい。できますか。

○政府委員(内藤三郎君) 私どもはどなたの委員にも、委員会の内容については外部に漏らさぬといふことを言つておりましたから、各委員の責任においておやりになつたことだし、私どもとして、委員の了解を求めることはあつても、私は各委員はそのことに応じられないかもしれないと思つております。

○竹中勝男君 公表しないといふ前提のもとに審議会を開いたといふのですね。

○政府委員(内藤三郎君) さうでございます。各委員の発言は、自由に発言していただきたい。その委員の発言が漏れますと、非常に圧力団体等からいろいろと陳情されたり、あるいはひどい圧迫を受けることもございますので、そういう事態が今までも相当

あつたので、私も審議会の内部の発言については、外部には一切申し上げないことにしております。

○竹中勝男君 それではその委員にあなただけ了解を得た上といふことは、どういふ意味なんですか。

○政府委員(内藤三郎君) あなたの御話のように、委員に了解を求めてくれといふお話しですから、私も先ほどから申しましたように、私はさういふことをしないといふ約束で始めておりますので、私がかりに参議院の文教委員からさういふふうな、たつてのお話がありましかつたとしても、さういふふうな一ぺん念を押したいと思ひますけれども、この場合には確実に御了解を得るといふことは、私にお約束できかねる、さういふ趣旨でございます。

○竹中勝男君 それじゃ、一応今後の審議会の行き方、審議会の発言というものが、さういふ秘密を要するようないものであるならば、これは審議会といふものの性格が非常に変わつてくると思ふのです。これは秘密会だと思ふ。審議会は秘密会の性質を持つのだといふのであれば、審議会といふものはそんな民主的なものではなくなる。そして勝手な部分だけが、事務局の都合で公表されるといふふうなものであれば、何のための国民の審議会かわからな

い。さういふものを打破するためにも、一つこの審議会の発言の内容を、もっと詳しくこの委員会に報告してもらいたいと思ひます。できますか、それは。

○政府委員(内藤三郎君) ですから、私が先ほどから申し上げておりますのは、委員会で審議されてきまつた

ことについては御報告申し上げると、さう言つては御報告です。そのいろいろな発言の経過や何かは、これは私も発表する筋合いではないと思ひます。ただ皆さんの御要望がございませうれば、お取り次ぎいたします。

○竹中勝男君 それを一つ取り次いでもらいたい。それは審議会そのものの重大な問題です。

○加賀山之雄君 ちよつと伺ひたいのですが、その審議会が何か一つまとまつた答申の形でされるのですか。

○政府委員(内藤三郎君) いずれ答申の形でいたします。ただ、今まで中間発表をしていらつしやいますので、その中間発表がまとまつた段階で、いづれ今月の中ごろには、大体今までの審議経過の答申があると思ひますから、答申をまとめたものをお出ししたいと思ひます。

○加賀山之雄君 審議会として答申をはつきりとした文章として出される、さういふ意味ですね。

○政府委員(内藤三郎君) さうでございます。

○加賀山之雄君 私も今お話ししたように、これはどうも秘密にしておくのも少しおかしい。審議会の性質として、できるだけそのようにきまるにしても、きまる過程とか、ニュアンスとか、理由とか、さういふことが非常に大事な問題になるのだから、できるだけ了解を得られて、そしてその過程がわかるようにしていただく方が、ただ答申案文を、結論だけをわれわれが見るよりは、その方がわれわれの今後の考え方をまとめていく上に非常に好都合だと思ひます。できるだけさういふふうにお取り運び願ひたいと思ひます。

○政府委員(内藤三郎君) ですから、私が先ほどから申し上げておりますのは、委員会で審議されてきまつた

ことについては御報告申し上げると、さう言つては御報告です。そのいろいろな発言の経過や何かは、これは私も発表する筋合いではないと思ひます。ただ皆さんの御要望がございませうれば、お取り次ぎいたします。

○竹中勝男君 それを一つ取り次いでもらいたい。それは審議会そのものの重大な問題です。

○加賀山之雄君 ちよつと伺ひたいのですが、その審議会が何か一つまとまつた答申の形でされるのですか。

○政府委員(内藤三郎君) いずれ答申の形でいたします。ただ、今まで中間発表をしていらつしやいますので、その中間発表がまとまつた段階で、いづれ今月の中ごろには、大体今までの審議経過の答申があると思ひますから、答申をまとめたものをお出ししたいと思ひます。

○加賀山之雄君 審議会として答申をはつきりとした文章として出される、さういふ意味ですね。

○政府委員(内藤三郎君) さうでございます。

○加賀山之雄君 私も今お話ししたように、これはどうも秘密にしておくのも少しおかしい。審議会の性質として、できるだけそのようにきまるにしても、きまる過程とか、ニュアンスとか、理由とか、さういふことが非常に大事な問題になるのだから、できるだけ了解を得られて、そしてその過程がわかるようにしていただく方が、ただ答申案文を、結論だけをわれわれが見るよりは、その方がわれわれの今後の考え方をまとめていく上に非常に好都合だと思ひます。できるだけさういふふうにお取り運び願ひたいと思ひます。

○委員長(湯山勇君) ただいまの要望については、私の方からも局長に善処を強く要望いたします。なお、局長の御答弁は若干あいまいで、そういう記録がないとか、だれが何言ったかわからないとか、それから途中でもメモ程度はあるとか、あいまいなので、こういう御答弁は、今後御留意願いたしたいと思います。

○秋山長造君 局長、今の委員長の発言に対してどうですか。

○政府委員(内藤三郎君) 私はいまだにしたつもりはないのでございませう。私はできるだけ詳細に報告しておるつもりでございまして、その審議会は通記を入れておりません。ですからメモ程度のもので整理しております。しかし、審議会としてまとまった分は、次の会に御了承を得ておりますので、審議の結論については、はっきりしたものがございませう。あとはメモ程度のものでございませう。これは各人の御了解を得なければなりません、こういうことでございませう。審議会の公式記録じゃないというのです。

○秋山長造君 ちょっと別な話になるのですが、先ほど他の委員会との連合審査の提案が幾つかあったのですが、そのほかには青少年問題協議会設置法の一部改正というのが出ております。おそらく内閣委員会にかかるのだらうと思いますが、この青少年問題は、非常にわれわれの立場から見ても、無関心であり得ない問題ですから、一つこの法律案が本付託になった場合に、必ずこれの連合審査をやっていたいただきたいと思ひます。要望です。

○委員長(湯山勇君) ただいまの秋山君の御要望については、そのように取り運ぶことに御異議ございませんか。【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(湯山勇君) ではそのように決定いたします。

○委員長(湯山勇君) それでは、学校保健法案について提案理由並びに補足説明を求めるところといたします。

○国務大臣(松永東君) このたび政府から提出いたしました学校保健法案につきましても、提案の趣旨を御説明申し上げます。

この法案は、学校における保健管理に關し必要な事項を定め、学校における保健管理についての全国的な水準を維持し、向上するための諸条件を整備しようとするものであります。

学校は、御承知の通り多数の児童、生徒、学生または幼児を収容して教育を行うところであり、また、人的にも、物的にも、最も健康に適した環境でなければなりません。また児童、生徒等の健康は、学校教育における学習能力の向上の基礎でもあり、さらには健康の増進そのものが、教育の目的につながるものであります。おおよそ、児童、生徒、学生及び幼児並びに職員、健康の保持増進をはかることは、学校教育の円滑な実施と、その果の確保に資する基本的要件の一つと言わなければなりません。

ところで、現行の学校教育関係諸法規に規定せられた学校における保健管理に關する制度は、学校教育法第十二条の規定とこれに基づく学校身体検査規程その他一、二の文部省令の規定がある程度でありますので、政府といたしましては、とりあえず指導措置によつて学校における保健管理の強化に

努力してまいつたのであります。努力の不備と相まって必ずしも十分な成果を期待することができません。優良な学校も一部には出て参りました反面、全国的には低水準にあることを免れなかつたのであります。こうした現状にかんがみ、かねて保健体育審議会の答申、あるいは全国学校保健大会の決議を初め、各方面より学校保健に關する立法措置が要望され、政府といたしましては、学校における保健管理の学校教育において占める重要性にかんがみ、慎重に検討の結果、この法案を作成いたしました次第であります。次に、この法案の要点とすることを申し上げます。

まず、総則におきまして学校保健計画と学校環境衛生のことを規定いたし、児童、生徒等の健康診断その他その保健に關する事項については、学校保健計画を立て計画性をもって実施すべきこと及び学校においては、換気、採光、照明、保温、清潔等についての環境衛生の維持及び改善に努めるべきことを明らかにし、第二章以下において具体的項目について規定いたしております。

第一は、健康診断及び健康相談の制度を整備したことであります。すなわち、小学校へ初めて就学するに當つての就学時の健康診断を新たに制度化し、また、学校における健康診断について、児童、生徒、学生及び幼児の健康診断と職員の健康診断について所要の整備をはかり、その充実を期し、さらに健康相談の制度を規定したものであります。特に児童、生徒等の健康診断の結果に基づき、疾病の予防処置を行い、または治療を指示し、並びに

運動及び作業を軽減する等、適切な事後措置を講ずることといたしました。第二は、学校における伝染病の予防に關して所要の規定を整備したことであります。

第三は、新たに都道府県の教育委員会の事務局に学校保健技師を置くこととし、また学校には学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置くための制度を整備したことであります。

第四は、要保護及び要保護の児童または生徒の伝染性、または学習に支障を生ずるおそれのある一定の疾病の治療のための医療に要する費用について、地方公共団体が必要な援助を行うこととし、これに要する経費について、国の補助と、また公立の義務教育諸学校の校長及び教員の結核に關する定期の健康診断に要する経費についての都道府県に對する国の補助とを規定いたしましたことであります。

その他は、保健室の設置、保健所との連絡に關する規定を設けたことであります。なお、学校教育法の第十二条を改正し、同法が基本法であり、この法案は、いわば同法の特別法であることを明らかにしてあります。

最後に、本法の施行期日は、現行制度からの移行を円滑ならしめるため本年六月一日からとし、要保護及び要保護児童、生徒に對する医療に要する費用についての地方公共団体の援助及び国の補助については、新制度実施の準備期間を考慮して、本年十月一日から施行することといたしました。

何とぞ十分御審議の上、御賛成下さるようお願い申し上げます。

○委員長(湯山勇君) 続いて補足説明を求めます。

○政府委員(内藤三郎君) 学校保健法案についての文部大臣の趣旨説明を補足いたしまして、その内容の概要を御説明申し上げます。

まずこの法案の規定事項についてであります。従来は、学校における保健管理制度全般にわたる統一立法はなく、学校教育法第十二条の規定及びこれに基づく省令等で各個別に規定してあり、その他は指導措置によつていたものであります。この法案は、制度の全般的に規定することとしたものであります。総則、健康診断及び健康相談、伝染病の予防、学校保健技師ならびに学校医、学校歯科医及び学校薬剤師、地方公共団体の援助及び国の補助、雑則の六章二十一條と附則から構成されております。

以下、章ごとに順次、その要点を御説明申し上げます。

第一章総則におきましては、目的、学校保健計画及び学校環境衛生について規定しております。

まず、この法律の目的とするところは、学校における保健管理に關し必要な事項を定めることにより、児童、生徒、学生及び幼児並びに職員の健康の保持増進をはかり、もつて学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することにある旨をうたい、この法案の規定範囲とその目標を明らかにしたものであります。

学校保健計画につきましては、児童、生徒等の健康の保持増進をはかるためには、児童、生徒等の健康診断その他その保健に關する事項について

努力してまいつたのであります。努力の不備と相まって必ずしも十分な成果を期待することができません。優良な学校も一部には出て参りました反面、全国的には低水準にあることを免れなかつたのであります。こうした現状にかんがみ、かねて保健体育審議会の答申、あるいは全国学校保健大会の決議を初め、各方面より学校保健に關する立法措置が要望され、政府といたしましては、学校における保健管理の学校教育において占める重要性にかんがみ、慎重に検討の結果、この法案を作成いたしました次第であります。次に、この法案の要点とすることを申し上げます。

合理的な計画を立て、計画性をもってこれを実施しなければならぬことを規定しております。

次に、学校環境衛生につきましましては、主として学校内の環境衛生のことに規定したもので、日常努めるべき換気、採光、照明、保温、清潔等の学校内の環境衛生の維持と必要に応じてその改善をはかるべきことを規定したものであります。この実施については、参考指針を示したいと考えております。

第二章は、健康診断及び健康相談に関する規定で、就学時の健康診断、児童、生徒、学生及び幼児の健康診断、職員、健康診断並びに健康相談のことに規定しております。

まず、健康診断という言葉であります。従来学校教育関係法規では、身体検査という言葉が使われておりましたが、身体検査という身体的な体格検査に偏したような語感もあり、最近の各方面の用語例にも合わないもので、この法案においては健康診断と改めることにいたしましたのであります。

就学時の健康診断につきましては、従来就学時の身体検査として全国約八割近くの小学校において行われておりましたが、これは特別な法的根拠に基づいて行われてきたわけではなく、その必要性から事実上行われてきたものであります。しかし、就学時の健康診断は、市町村の教育委員会が学齢等を作成し、入学通知を行って就学事務との関連において行なうため所期の目的が達せられるものでありますから、この法案においてはそのように制度化したこととし、就学時の健康診断の結果に基づき、入学までに必要な治療の勧告を、

告をし、就学義務の猶予もしくは免除または盲学校、ろう学校もしくは養護学校への就学に関し指導を行う等の適切な措置をとるものとしたのであります。

児童、生徒、学生及び幼児の健康診断につきましては、これは従来の学校身体検査を移行したものであります。従来は身体検査がやや形式に流れているくらいでありましたので、この法案成立の上は、健康診断の方法及び技術的基準等を省令においてできる限り整備し、また、健康診断の結果に基づく指導等の措置につきましても、できるだけ実施に便利なるように整備いたしました。後に述べます要保護及び要保護児童、生徒に対する保健医療費の補助と相対して、いわゆる学校病の一端に努力するようにいたしたいと考えております。

職員の健康診断につきましては、事業主たる学校の設置者が行う建前としまして、市町村立の義務教育諸学校の校長及び教員の結核に関する定期の健康診断は、従来の実績にかんがみ、また、統一の基準をもつてより効果的に行う必要性から、特に都道府県教育委員会において行うこととしたのであります。

健康相談につきましては、従来指導措置によって行われてきましたが、この法案におきましては、これを制度として行うこととし、その充実をはかりたいと考えております。

なお、健康診断の方法及び技術的基準、その時期、検査の項目等に関する事項は、細目にわたりますので、主として省令で定めることにいたしております。健康相談の実施基準につきま

しては、参考指針を示したいと考えております。

第三章は、伝染病の予防に関する規定であり、出席停止、臨時休業、省令への委任のことに規定しております。

従前学校における伝染病の予防に關しましては、学校伝染病予防規程という戦前の省令がございましたが、新憲法制定以後は一つの参考基準としての意味しか持たずおられないものとされております。この法案におきましては、伝染病予防法その他伝染病の予防に關して規定する一般公衆衛生法規に規定のない事項について、学校における伝染病の予防に關し必要な事項を定めたものであります。最も重要な予防方法である出席停止のことに臨時休業のことを明記し、その他の予防方法の細目は省令に委任しております。

なお、伝染病による児童、生徒等の出席停止については、急激な要するの校長が行うものとし、伝染病予防上必要がある場合の臨時休業については、単に個々の学校の臨時休業だけでは効果を期待できないことが多いこと及び学校の全部または一部の授業を休止することもありましたので、学校の設置者が行うこととしたのであります。

第四章は、学校保健技師並びに学校医、学校歯科医及び学校薬剤師について規定しております。

学校保健技師は、都道府県教育委員会の事務局に置き、上司の命を受け、学校における保健管理に關し、専門的技術的指導及び技術に従事する一種の専門職であります。この種の制度は、戦前は地方学校衛生職員制という勅令によって各都道府県に学校衛生技師というものが置かれていたのであり

ます。学校における保健管理の問題は、専門的事項について学識経験がある医師等が必要でありますので、少くとも都道府県教育委員会の事務局に、この種の専門職を置くこととしたのであります。

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師については、従来省令で暫定的に規定されておりましたが、これらの学校医等の設置は、本来法律で規定すべき事項と思われまして、この法案においてはそれらの設置のことに規定し、また、従来学校医等の職務の範囲が、必ずしも明確でない点もありましたので、この法案の規定に基いて職務執行の準則を省令で定めることとしたのであります。なお、学校薬剤師につきましましては、この制度が設けられたのが比較的新しく、現在の設置状況が低いので、本法施行後も昭和三十六年三月三十一日までは置かないことができるという経過規定を付しておりますが、政府といたしましては、本則において学校薬剤師を必置とした趣旨にかんがみまして、三年間の暫予期間を待たずに、できるだけすみやかに各学校に設置されるよう勧奨したいと考えております。

第五章は、地方公共団体の援助及び国の補助に関する規定であります。学校において健康診断を実施し、児童、生徒の疾病が発見された場合等に、学校においても、従来最も大きな隘路は、経済的理由によって医療費を支出することが困難な要保護および要保護の児童、生徒の場合であります。この法案におきましては、地方公共団体の設置する義務教育諸学校の児童

童または生徒の保護者のうち、要保護および要保護のものの児童または生徒が、政令で定める伝染性または学習に支障を生ずるおそれのある疾病について学校において治療の指示を受けた場合は、その疾病の治療に要する費用については必要な援助を行うものとし、その地方公共団体の援助に要する経費の一部については国は補助することができるといたしております。なお、政令で定める疾病とは、学校病といわれるトラホームその他の眼疾、伝染性皮膚疾患、中耳炎、アデノイド、蓄膿症、齲齒、寄生虫卵保有を予定しており、また、国の補助については、二分の一の補助を予定し、なお、公費負担割合は、要保護児童、生徒については全額、要保護児童、生徒については半額を予定しております。

次に、国の補助としては、都道府県に対し、公立の義務教育諸学校の校長及び教員の結核に関する定期の健康診断に要する経費の一部を補助することができるとし、補助率は二分の一を予定しております。

第六章の雑則では、保健室、保健所との連絡、学校の設置者が事務の委任を行うことができることを規定しております。

この法案に規定された健康診断及び健康相談を行うため、その他救急処置を行うため、学校には保健室を設けるものとしたのであります。保健所との連絡につきましましては、健康診断を行う場合、結核に關するエックス線検査、ツベルクリン反応陰性者等に対する予防接種等に關し、保健所の協力が必要であり、また伝染病によって出席停止や臨時休業の措置をした

場合は、保健所における一般公衆衛生活動との連絡が必要でありますので、規定いたしました。

学校の設置者が事務の委任を行う場合については、この法案において建前として、学校の設置者が行くとされた事務が二、三ありますが、大学以外の公立学校に関しては地方教育行政の組織及び運営に関する法律に、公立大学に関しては地方自治法にそれぞれ事務の委任の規定がありますので、これらの学校に関しては、それらの法律の特別の定めによることとし、その他の国立または私立の学校については、校長に委任することができるとしたのであります。

附則におきましては、本法の施行期日と前記いたしました学校薬剤師の設置の特例の規定を設けたほか、本法の施行に伴い、関係法律に所要の改正を加えております。

以上、学校保健法案につきまして、各章ごとにその内容の要点を御説明申し上げた次第であります。

○委員長(湯山勇君) 本案に対する質疑は次回に譲ります。

○委員長(湯山勇君) 前回に引き続き、当面の文教政策及び昭和三十三年度文教予算を議題といたします。

質疑のある方は、順次御発言を願います。

○秋山長造君 松永文部大臣にお伺いしたいのですが、まず第一にお伺いしたいことは、これはもう最近新聞、ラジオ等でもいふんやかましく報道され、松永大臣のお耳にもいふん入っておりますが、東京、大阪というような大都市が一番ひどいと思

ますが、小、中学校のめぐり入学あるいは越境入学というふうな俗語で呼ばれておる現象です。これは聞きしにまさるひどいものなんです。実地に当たって見ると……、こういう事態に對して大臣はどうお考えになっておるか、まず……。

○國務大臣(松永東君) 御指摘のような問題があることを耳にもいたしております。また、承知もいたしております。ところが、どうも考えますと、あまりにしゃくし定木で、その通学区域の範囲を墨守するというところについてはどうかとも考えておるのです。これは実は私は目も浅いので研究し尽さな

いところがあります。実際言うと、すぐ近所に学校があるが、わざわざその近いうちには行けないというふうな実情もありません。どうもこれはどういふふうにするか、どうもこれは研究を進めているようなことで、これも実際の告白です。

○秋山長造君 いや、研究を進めて実はおられぬのじゃないかと私は思うのです。研究を多少でも進めておつたら、今のようないや、研究を進めて実はおられぬのじゃないかと私は思うのです。研究を多少でも進めておつたら、今のようないや、研究を進めて実はおられぬのじゃないかと私は思うのです。

○秋山長造君 いや、研究を進めて実はおられぬのじゃないかと私は思うのです。研究を多少でも進めておつたら、今のようないや、研究を進めて実はおられぬのじゃないかと私は思うのです。

○秋山長造君 いや、研究を進めて実はおられぬのじゃないかと私は思うのです。研究を多少でも進めておつたら、今のようないや、研究を進めて実はおられぬのじゃないかと私は思うのです。

○秋山長造君 いや、研究を進めて実はおられぬのじゃないかと私は思うのです。研究を多少でも進めておつたら、今のようないや、研究を進めて実はおられぬのじゃないかと私は思うのです。

番町小学校だとか幾野中学だとか、そういう所へ入れて置かなければ、これはなかなか先の見通しもむずかしいというふうなことで、その越境とかもぐりというふうな、ずいぶん飛び離れた所へ行っているのです。今、大臣のおっしゃるようなこと、程度なら何もそんなに社会問題も何にもなりはせんと思つておるのです。その点はこのまま放っておいていいのかわからないことをお伺いしているのです。これは全く床屋の茶話に類するような話です。けれども、これだけひどい――文部大臣が一言も発言しないで知らぬ顔をして放っておくというのには、やはり松永さんは都知事に出ない、出ないと言っているけれども、やはり都知事に出るのじゃないか。あまりやかましく言うことまでやっておると、どうも選挙に響くかもしれないから、だからもう知らぬ顔をしていふんじゃないかという、これは全く茶話にすぎぬけれども、そういうことを言われるくらいひどいのです。こういうことを、特にこれは義務教育ですからね。義務教育はちゃんと法律に書いてあります。自分の学区の居住地の学校に行かなければならぬということをちゃんと書いてあるのです。だからそれを今のようにな状態で放任していたら、これはもう全くめっちゃくちゃになると思ふのです。あらゆる意味で、どうですか。

○國務大臣(松永東君) いや、その御質問の要旨が私は先ほど答弁したやうなことを考えておりました。ところが、今御指摘になった問題は、実際それは困った問題だと思つて私も承知いたしております。仰せの通り、小学校時代から将来進学に便宜な学校に入ろ

うとして、まあ越境ですな、仰せになりました越境している実例も私は承知いたしております。そこで、これはどういふふうにするか、これはどう思つて、実は仰せになりました通り研究は自分一人ではできませんけれども、さればといつて、これにどういふ手を打ちつかというのを、まだ専門家に打ち合せたりしたようなことはあります。これは政府委員から実情について、さらにその弊害除去についてお答え申し上げた方が一番びんとくると思ひます。

○政府委員(内藤三郎君) 御指摘になったやうな事例、特に都会地には、そういう事例が多いことも私もよく存じております。この場合に非常に合法的なやり方をしておりますので、籍をその区内に移して、そうしてその区からその区の学校に行くという形をとっておりますので、これを非常に正面切って押えるというのでは、なかなか困難な事例でございます。結局、これはある有名校に片寄るという傾向でございますので、一番問題は、その学校の校舎なり設備はもうろんでございますけれども、教員組織によると思ふのです。できるだけ教員組織を公平にすることが妥当だと思ひます。ところが、転任になりますと、いい学校の先生はなかなか悪い学校に動いていただけでなしに、こういう点で結局私も教員組織を整備し、みんないい学校に育てるやうにすることが一番いいのではないかと思つております。消極的にこれを押えるということよりも、むしろ積極的に各学校のできるだけ教員組織をそろえていきたい、かような気持ちで指導しておるのであります。

○委員長(湯山勇君) ちょっと速記をとめて下さい。

○委員長(湯山勇君) 速記をつけて。

○秋山長造君 大臣の御答弁にしても、内藤局長の今の御話しにしても、これははなはだ私はやはりこれだけの事態が全国的に起つて、そのために善き起されたいろいろな面での弊害というものは莫大なものだと思うのです。これはもう本筋からいへば、おっしゃるやうに教員組織をできるだけ平均化して、そうして施設等も平均化して、そうして学校差はできるだけなくしていくというところは、これは本筋の対策なんです。その点についても、実際今おっしゃるやうに、これは不漸にそれだけの努力をしておられるのかどうかというところについては私は疑問を持つ。疑問を持つけれども、これはおっしゃることはその通りです。その通りだけれども、だからといつてそういう状態になるまではどうも仕方がない、仕方がないと思つて放つておくのは、私は困ると思つておる。一方では、やはりそういう基本的な手を文部省としても最大限の努力をして打っているのと同じに、当面目先に起つて

いるこの混乱というものはやはり何かの手を打つてとめるべきだと思ふのです。そうしないと、東京や大阪だけでなく、地方に行きましても、たとえば地方都市でも、まあ県庁のあるやうな都市の中学校といふものは、その周辺のいなかの方の小学校、あるいは中学校なんかの子供が、やつぱり今おっしゃるやうに寄留だとか何だとかというやうな手を使つて、ずいぶんめぐり込んでおるわけですね。そのため

○委員長(湯山勇君) ちょっと速記をとめて下さい。

○委員長(湯山勇君) 速記をつけて。

○秋山長造君 大臣の御答弁にしても、内藤局長の今の御話しにしても、これははなはだ私はやはりこれだけの事態が全国的に起つて、そのために善き起されたいろいろな面での弊害というものは莫大なものだと思うのです。これはもう本筋からいへば、おっしゃるやうに教員組織をできるだけ平均化して、そうして施設等も平均化して、そうして学校差はできるだけなくしていくというところは、これは本筋の対策なんです。その点についても、実際今おっしゃるやうに、これは不漸にそれだけの努力をしておられるのかどうかというところについては私は疑問を持つ。疑問を持つけれども、これはおっしゃることはその通りです。その通りだけれども、だからといつてそういう状態になるまではどうも仕方がない、仕方がないと思つて放つておくのは、私は困ると思つておる。一方では、やはりそういう基本的な手を文部省としても最大限の努力をして打っているのと同じに、当面目先に起つて

いるこの混乱というものはやはり何かの手を打つてとめるべきだと思ふのです。そうしないと、東京や大阪だけでなく、地方に行きましても、たとえば地方都市でも、まあ県庁のあるやうな都市の中学校といふものは、その周辺のいなかの方の小学校、あるいは中学校なんかの子供が、やつぱり今おっしゃるやうに寄留だとか何だとかというやうな手を使つて、ずいぶんめぐり込んでおるわけですね。そのため

○委員長(湯山勇君) ちょっと速記をとめて下さい。

○委員長(湯山勇君) 速記をつけて。

に、せつかくその地方で、特に中学校なんかなんかの場合、地元で、やつてはならぬ中で、ずいぶん寄付を募つたりなんかして、四苦八苦して中学校を育ててきたわけですね、さらに今後育てていくとしていくわけですね。ところが、そういういなかの町村の、まあちよつと有力者ですね。有力者なんか、本来を言えば、その地元の中学校を最も献身的に育てていくてくれなければならぬような立場にある有力者たちが、自分の子供だけばさつと都会の中学校に入れてしまふのです。そんなことをやつておつたら、それは地元のそれでなくとも何です、月足らずの中学校が、これは育つはずはないと思うのです。だから、やつぱりこれはこの法律で定められている通りですね、居住地の学校へ子供はやる、子供は行く、この原則だけはやつぱり固としておはつていじめをつけて、私は指導してもらわなければ、これは中学校そのものが育ちませんよ、小学校にしても。だから、文部省の方はできるだけ学校差をなくしてやつていきますと言つておつても、実際にはますます学校差ができてくる。これは何でしよう、文部省としても、文部大臣としても、これはやろうと思えばやれるのですから、ここまでの弊害というものは、何とか食い止める方法があると思ふのです、やる気さえあれば。なぜならば法律にちゃんとその根拠が書いてあるのですから。どうですか、その点。

○秋山長造君 きめ手がないとおつしやるがね。これはもう確かにそれは私が口で言うほど簡単なきめ手はないと思うのです、ないと思うけれども、今のまぐり入学なり、越境入学なり何かする瞬間は、入学をする手続をするときは、それは合法的にやつておる。これは非合法では受け付けませんから合法的にやつておる。ところが、合法的にやるのは手続をするまで、入つてしまつと、また、そのあとの実態は非合法に返つていくわけですね。たとえば、まあ東京の例で言えば、入るときにはなるほど、千代田区の学校に入ろうと思えば、千代田区に寄附して、住民登録をして、寄付金も納めて、そして一応体裁だけは整える。入つたあくる日から、認められたあくる日から、学校から定期券の証明をもらつて、省線の駅に行つて、パスを買つて親元から通学しているのです。だから、そこそこを押しえたら押えられぬことはないじゃないですか。どうですか。

○秋山長造君 さらに少し具体的に伺います。千代田区だとか文京区だとかいうよりなところは、教育委員会あたりも、私は少し考え方がふまじいと思ふ。すし詰め学級だとか何とかといふことを解消するために、予算がほしい。ところが、都の方からなかなか金が回つてこない。そこで、やはり越境入学をえさにして、そして寄付金を取るわけですね。寄付金を取つて、そしてそれで教室を建てたり、給食、食糧をととのえたりといふことをしておるのです。千代田区が大体二万円です。それから文京区あたりが一万円

ぐらいのところらしい。そういうようなことでやつていって、しかも入学のときだけ合法的な手続をやつて、そしてあとはもう非合法状態に返つてしまふ。こういうことを、まあ仕方がない仕方がないで放任しておつて、大臣のお得意の道徳教育というよりなことが一体言えるのかどうかといふことは、これは米のやみ等の時代に多少似たところがあります。これは、もう学校と親と教育委員会とが、それぞれ、半ばなれ合いみたような格好で、仕方がないからさうなるにして、なれ合いみたいな格好で非合法的なことを半ば公然とやつておつて、さうして道徳教育もくそも私はないと思うのです。それからもう一つは、これは地方都市ですが、地方の農村の中学校あたりで、さつき言いましたように、地元の中学校へ行かないで、そしてわざわざ汽車賃を払つて、都会の中学校へ通学するといふようなことをやつていくわけですね。こういうこととて、ほんとうに愛郷心というか、郷土を愛する、自分の地元の学校を愛する、自分の生まれ故郷を愛する、こういうような、大臣のよくおつしやるような気持が育つていようか。私は、そういう点に非常に疑問を持つのです。やはり、特に地方の有力者なんかといふ家庭は、少々の都会の学校へやる力はあつても、まあ、義務教育なら、地元にあるのだから、地元のこと、学校へやつていく、そして地元の学校を家族ぐるみで育てていく、こういう実践をやつて初めて、愛郷心なりなんなりといふものが、言わず語らずのうちに私は育つていくものだと思

ふ。うちの子供はもう別だといふような考え方を、親も、周囲も、そして子供自身もさういふような考え方になつていって、そして一体、少しい学校へ入つたからといつて、何にもなりはしないと思ふ。その点が第二点ですが、この点はやはり、せんだつて新聞で拝見すると、福岡市の教育委員会が、やみ入学したり越境入学したのは、全部強制的に地元の学校へ帰して、という記事が出ていた。その点、そういう行政措置をやることについて、法律的にどうかといふことを文部省へ聞き合はしたところが、文部省も、それでよろしい、やつてよろしいと、さういふ返答をしたといふ記事は私は読んだ。聞いてきた場合に、さういふ返答をされるということならば、もう一步踏み出して、積極的に、文部大臣として全国の教育委員会に対して通達でも出されて、この今の傾向といふものはあまりにもひどいではないか、何とかこれはあるべき姿に食い止めるべきではないかといふことを、通達なり指導をやるぐらいのことは、私は大きく手を打たるべきだと思ふ。今これは一番まつ盛りですね、この三月の。ですから、そのうちにそのうちにと言つて、これは来年になつてしまふのですから、何とかさういふような手を、効果百パーセントあるかどうかは別として、効果はゼロじゃないと思ふのだ。文部大臣がここで強く発言されることは、これは百パーセントは期待できないにしても、五〇%なり七〇%といふものは、私は心理的效果といふものだけでも期待できると思ふ。しかも、子を持つ親の気持といふものは、私も子供を

○秋山長造君 きめ手がないとおつしやるがね。これはもう確かにそれは私が口で言うほど簡単なきめ手はないと思うのです、ないと思うけれども、今のまぐり入学なり、越境入学なり何かする瞬間は、入学をする手続をするときは、それは合法的にやつておる。これは非合法では受け付けませんから合法的にやつておる。ところが、合法的にやるのは手続をするまで、入つてしまつと、また、そのあとの実態は非合法に返つていくわけですね。たとえば、まあ東京の例で言えば、入るときにはなるほど、千代田区の学校に入ろうと思えば、千代田区に寄附して、住民登録をして、寄付金も納めて、そして一応体裁だけは整える。入つたあくる日から、認められたあくる日から、学校から定期券の証明をもらつて、省線の駅に行つて、パスを買つて親元から通学しているのです。だから、そこそこを押しえたら押えられぬことはないじゃないですか。どうですか。

○秋山長造君 さらに少し具体的に伺います。千代田区だとか文京区だとかいうよりなところは、教育委員会あたりも、私は少し考え方がふまじいと思ふ。すし詰め学級だとか何とかといふことを解消するために、予算がほしい。ところが、都の方からなかなか金が回つてこない。そこで、やはり越境入学をえさにして、そして寄付金を取るわけですね。寄付金を取つて、そしてそれで教室を建てたり、給食、食糧をととのえたりといふことをしておるのです。千代田区が大体二万円です。それから文京区あたりが一万円

○秋山長造君 さらに少し具体的に伺います。千代田区だとか文京区だとかいうよりなところは、教育委員会あたりも、私は少し考え方がふまじいと思ふ。すし詰め学級だとか何とかといふことを解消するために、予算がほしい。ところが、都の方からなかなか金が回つてこない。そこで、やはり越境入学をえさにして、そして寄付金を取るわけですね。寄付金を取つて、そしてそれで教室を建てたり、給食、食糧をととのえたりといふことをしておるのです。千代田区が大体二万円です。それから文京区あたりが一万円

○秋山長造君 さらに少し具体的に伺います。千代田区だとか文京区だとかいうよりなところは、教育委員会あたりも、私は少し考え方がふまじいと思ふ。すし詰め学級だとか何とかといふことを解消するために、予算がほしい。ところが、都の方からなかなか金が回つてこない。そこで、やはり越境入学をえさにして、そして寄付金を取るわけですね。寄付金を取つて、そしてそれで教室を建てたり、給食、食糧をととのえたりといふことをしておるのです。千代田区が大体二万円です。それから文京区あたりが一万円

○秋山長造君 さらに少し具体的に伺います。千代田区だとか文京区だとかいうよりなところは、教育委員会あたりも、私は少し考え方がふまじいと思ふ。すし詰め学級だとか何とかといふことを解消するために、予算がほしい。ところが、都の方からなかなか金が回つてこない。そこで、やはり越境入学をえさにして、そして寄付金を取るわけですね。寄付金を取つて、そしてそれで教室を建てたり、給食、食糧をととのえたりといふことをしておるのです。千代田区が大体二万円です。それから文京区あたりが一万円

持つていますから、その親の気持というものはわからぬことはないのです。

急と急々ということは大して違わない。(笑声)

また反面、これは一つの、はやりのようなものだ。あそこの子も行くからうちの子もやらなければと、おくれてはというので、子供同士にしても何々さんが番町小学校に行くのだから僕も行きたい、私も行きたい。こうなるんで、せり上げてゐるんです、お互い同士で。そこで、文部大臣というよりな、日本の文教の最高責任を持った権威ある人が、これはそういうことはつまらぬことだ、いかぬことだ、とにかく地元の者は地元の学校に行きなさい。こういうことを強く発言すれば、それで多少私は冷静になると思う。それをおりになる御意思はないですか。

○竹中勝男君　これは早急に、相当強いはいはつきりした態度で一つやってほしいのです。さっきの文部大臣の答弁を聞いてると、これを黙認しているかのような答弁なんです。あなたは法的にやって律家ですから、これを合法的にやっているんだからしょうがないというよりなことを言われたのですがね。これは文部大臣としては不適當な言葉だと思ふのですよ。というのは、法律上は、それは正當な手続を踏んでいるかもしれないですけれども、あなたの言う道徳教育……、これは親も社会を偽わりますよ。子供も社会を偽わる、なお悪いです。手続だけ合せば、法律さえく

○国務大臣(松永重君) 秋山委員から御指摘になりましたような問題ですね。ことに、第一点のそういう問題で入学をする学校に、いろいろ金品の寄付とか何とか、そういうことまでやっ
て入学が行われておるといふようなことを初めて承わつて実は驚きました。
さらにまた、第二、第三の御質問の内容、それもだうすりすは聞いておりましたけれども、それは一面においてお説の通り、保護者の気持はよく私もわかる。私もわかるが、せつかく居住地の学校で育て上げようという気持ですべての設備がされておる折柄、そういうふうなものを放置しておくということは、これは許せぬと思います。
ですから、仰せの通り、急々に一つ何らかの処置をとりたいと思います。
○秋山長造君 これは、急々にとおっしゃることは、早急にということですか。

学校が、学校差といいますが、それが

非常にいいので、それでその学校に入つていりや進学にも便宜がいいという事でしよう。それで住所をやはりその親戚の家に持つてきている。(「そんなことじゃない」と呼ぶ者あり) いえ、いえ、持つてきているのがあゝる。そこで、そういうのとの見分けがなかなか困難だ。

○竹中勝男君 見分けははつきりしている。

○國務大臣(松永東君) そこで見分けるとか、あるいはそれが實際はどうであるとかというのを判別するのに、警察力をもっているわけでないの、なかなか困難である。だけれども今、秋山委員の仰せになりましたような、脱法行為をしてはいかぬという強力な通達を出すことによつて、やはり根絶するということはできますまいけれども、相当の効果は上る、さつそく一つやつていきたいと思ひます。

○竹中勝男君 それが道徳教育ですよ。

○秋山長造君 この点は私自身は非常に重大で、しかも深刻な教育問題だと思つてゐるのです。思つていますから重ねて申しますが、私の承知したところによりますと、たとえばこの近頃の番町小学校あたりでは、今度四月に入る子供の二百二十人のうち百二十人は越境入学なんだそうです。それで文京区とかあるいは千代田区なんかのよゝうな、いわゆるいい小学校の多いと世間に見られておるようなところは、みなもうすし詰め學級もすし詰め學級、ひどいのですね。大体七十人以上が常態なんですね。これによつて一面被害を受けるのは、その地元に住居している家庭の子供なんですね。そういう点

もありますし、それからさつき地方においては月足らずで生まれた新制中学というものを充実し育てていくということからいいましても、それはとにかくく子供の小中学校の越境入学くらいは、せめて何とか文部省の努力によつてとめて下さいよ。それをやつても、だれも怒る者はないのです。親自身も喜ぶのですよ。そうときまつてしまえば、それであきらめがつくのだけれども、あれも行く、これも行くとなるから、やはり自分一人じつとしておれぬ現状になっている。全く狂態です。冷静な状態でないですよ。一つそれで通達とか何とかという行政指導とともに、やはり文部大臣として、よく新聞なんかでも大きく松永文相ここにありというような報道がされておるの、ですから、こういう問題こそ、松永文相に、部大臣の健在ぶりを大きく世間にアツピールされる格好な問題だと思ふのですよ。

○国務大臣(松永東君) 果してその通りやつてくれるかどうか疑問もありますけれども、とにかくそうやつてみたい。そしてまた、もちろん通達等も出してみたいというふうに考えております。

○秋山長造君 その問題は文部大臣がさつそくやるとおつしやつたから、一つおやりなる手の打ち方を一つ期待して待つております。

それからその次に、大学の問題について少しお尋ねしたいと思ひます。今度の大学の予算ですが、あちこちに理工系の学校が増設になるとか、あるいは講座がふえるとか、附属研究機関がふえるとかといういろいろな新規事業

を見込まれておるのですが、その前に基本的な問題として、大学の教授の研究費が非常に単価が安くて、大学の研究というものが非常に事欠いておったということとは歴然です。文部省の方でも、この機会に研究費を画期的に増額するということ、ずいぶん事前の意気込みは相当なものでしたのです。それが今度の予算に出たのを見ますと、これは理工系については二〇%増して三%減、法文系については五%増して三%の減というふうなことで、非常に期待はずれという感じを持たざるを得ないのです。一体科学技術教育の振興ということをずいぶんやかましく言っておられるのですが、やはり、私は科学技術教育の振興ということにして、あまり目先の効果だけねらったふうなやり方で、ただ形式的に理工系の学科をふやすとか、あるいはその人数と予算をふやすようなそういう目先のことだけざつと総花的にやつて、そうしてそれでもう科学技術教育の体系が画期的に前進したというふうな考え方、やり方は、あまりにも安易なやり方ではないかと思うのです。それぞれ既存の学科なり、既存の講座なり、既存の研究室というものは、やはり相当長い歴史と伝統を持つておる。また、それぞれ存在理由というものを十分持つてやつてきておるのですから、まず基本的にはそういう既存のもので不十分な点を充実に、そうしてその上にさらに新しいものを積み重ねていく、こういうやり方でなければいかぬのじゃないか。話が非常に抽象的になつて恐縮ですが、その点がどうも今度の予算を拜見しておつて、その点の考慮が欠けておるのじゃないかと思うのですが

ね。基礎研究ということがよく言われながら、予算の上でも、実際には軽んぜられておるのじゃないかというように思うのですが、その点について文部大臣からまずお考えを承わつた上で局長に御質問したい。

○国務大臣(松永東君) 御指摘になりました問題については、これは実は仰せの通り基礎研究費用も三十三年度予算で相当獲得しようと思つて努力をしてみたのですが、何せ財政の現状についてはどう思うようにはいかなかった。しかしながら、まず中学校の最終課程のすなわち三年においても実業教育にこれから入る人と進学する人との差別を設け、さらにまた、高等学校においてもそうした科学技術に対する基礎学の研究費も計上するようにいたしました。でありますから、仰せの通り基礎学の方からやはりやらねければいかぬと考えまして、そうしてやはり計画は立てて参つておる。ただし科学技術振興の初年度でありますために、思うようには予算も取れませんでしたし、すぐその実績を上げることができなかつたわけですが、しかしながら、これから相当年を追うて、科学技術教育の振興がその目的達成をすることができるとあらうと考えておるわけでありませう。

○秋山長造君 ただ問題は、何もかも一度にというわけにはいきません。これはおっしゃる通りですけれども、ただ充実にいく順序として、まず基礎科学、基礎研究というのが第一歩です。そうしてその点の今まで不十分だらけな点を充実にしていった上に、新しいものを積み重ねていくということ

が必要なんじゃないか。なかなか目先にすぐ効果は見えませんが、その方が本質的に重要なのではないかと、今度この予算を見ますと、今言つたようなたとえは研究費なんかの点についての考慮というものが、私は何よりもまず重点を置かれなければならぬと思つておる。私の論法から言へば……ところが、その点は案外軽視されて、そうして今度の学科の新設なんかを見てもわかります通りに、全部工科系だけで済む。そうしてその工科系の基礎になるべき研究部門、たとえば物理学関係の部門等についての考慮といふものは、ほとんど今までの犠牲のままでなされてないのではないかと。それで今度は順序は逆になるのではないかと。ちよいと私が学生生活を

送つたのが二・二六事件前後から太平洋戦争の直前までです。あのころに、私どもの学生時代にやはり科学技術の振興ということがずいぶん、ちよいと今と同じような感じだつた。科学技術の振興ということがずいぶん議論されたわけですが、そうして場当たり的に、たとえば今後は戦争に飛行機を使ふんだから、航空学科を充実にしなければならぬとか、軍艦を造るから造船の方を強化しなければならぬというふうな、きわめて場当たりのやられたわけですが、そうしてほんとうの意味の科学技術の振興とか、ほんとうの意味の科学の振興といふことにはならなかつた。その結果、あの戦争といふものになつてしまつて、何もかも吹っ飛んでしまつたわけですが、今から二十年前にやられたことを、二十年後の今日全くそのまゝのやり方で繰り返すといふこ

とは、私はあまりにも二十年間のどういふか、教訓といふか、経験といふものに学ばない態度ではないかと私は思ふのです。いかがですか。

○国務大臣(松永東君) これは私も二・二六事件、五・一五事件当時、あの時分の科学技術の振興、教育の振興、これもよく承知しております。しかし、私はあの時分と今の方針とは非常に違つてゐる、この確信を以てしてあります。申すまでもなく、あの時分は軍部が非常に強い力を得ておりました、そうして政治に干渉するところではない、政治を掌握し、教育まで掌握しておつた時代ですが、しかし、その時分と今の私どもの考え方とは、全然私は違ふと思ひます。それは仰せになりましたように、やはり基礎学で科学技術振興をやらなければならぬといふ方針のもとに進んでおる。そうしてさらにまた、一面においては御承知のように法文系を出た卒業生あたりが、大学を出た卒業生あたりが就職に非常に窮しておりましたので、一面これを何とかして現実の需要に應ずるようにならなければいかぬ。そうするのには、まずもつて今、俗にいう経済五カ年計画、それににらみ合せて、そうして本年度から量においても学生を科学技術方面にふやしていく。そうして五カ年計画の最終の昭和三十一年度には、八千人の中堅技術者を作る、そういう方針でいこうという建前で進んで参つておる。でありますからして、その基礎学の問題についても、相当これは全然完全とか何とかいうわけじゃありません。しかしまあ、足らずな

がら頭を上げてきております。その意向だけは表わしておるといふふうに考へておるのであります。それは予算に今度要求いたしております。やがて御審議を願うので、その詳細な面については、政府委員から申し上げた方がよく徹底するのではないかと思います。

○政府委員(緒方信一君) 秋山委員の御指摘の点は、私どもも科学技術の振興をはかります上におきまして、一つは既設のものを充実にしていくという考え方、もう一つは、やはりただいま大臣がおつしやいましたけれども、新しい部門を新しく開いていくという両面があると思ひます。全体といたしまして、大学の充実につきましてはやらなければならぬことはたくさんございませう。そのうちの一つの問題といたしましてはお取り上げになりました教育研究費の問題、これは非常に大きな問題だと存じます。従来も文部省としまして逐年努力を重ねて参りました。来年度におきましては特に科学技術の振興をはかりましたためには、この研究費をふやしますことが非常に重要な問題だといふことは、私どもも十分に考えまして、予算要求におきましてその点は努力はいたしましたつもりでございます。ただ、結果として今この予算に掲げまして御審議願つております金額は、来年度増額だけを申し上げますと、四億二千百万円でございます。教育研究費、これは講座制、学科目制両方合せましての話でございます。四億二千百万円。御承知の通り教育研究費と同系列で、大学の研究あるいは教育のための運営の基準的な経費になります金といたしましては、学生経費でございます。これが一億七千二百万、

そのほか御承知のように設備費とかいろいろございませうけれども、教育研究費、学生経費、これらを中心にしたしまして学校の研究を積極的にまかなう経費が、これによつてまかなわれるわけでございます。これは先ほど秋山委員もおつしやいましたように、教育研究費につきましては、特に理科系を取り上げまして、講座制には二〇%、学科目制のものにつきましては一〇%といふことでございます。学生経費につきましては学科目制で四〇%、講座制のところで学科目制の七〇%でございます。これだけの増額を来年度は要求しているような次第でございます。

私どもはこれで十分だとは思ひておりませうけれども、今後とも逐年努力を重ねまして、教育研究費の増額をはかるということを中心にして努力をしていきたいと思ひております。なおまた、これは今申し上げたように大学の経常的な研究費でございますけれども、科学研究費といふのがございませう。御承知の通りでありますけれども、科学研究費は国立大学に限りませう、公私立大学、あるいは文部大臣の指定いたします特定の研究機関の研究が、行います重要な研究に對しまして特別に配分しまして、そうしてその研究を推進する目的の経費であります。この教育研究費は経常的な大学の研究費でありますけれども、それに特定のもののつきましては科学研究費を配分いたしまして、その研究を引き上げるということを従来もやつて参つておりますが、この科学研究費を来年度におきましては二億二千百万円増額をいたしまして、十四億二千百万円の計上をいたしております。既設の研究の方面を高

めていくという一つの中心として、御指摘の通り教官研究費、科学研究費等を増額していくことが大事であろうと存じます。なお、このほかにも設備費のほかございまして、従来よりも若干成果を上げたという考えでございしますが、なお今後とも努力を続けたいと思います。

それから、また一面新しい分野、先ほども御指摘になりましたけれども、原子力の関係とか、あるいは電子光学の関係とか、これらのことは新しく広げていくということも、やはり世界の学術水準に伍していくという観点から、あるいはまた、その関係の技術者を養成していくという観点からいたしまして必要でございしますので、その面につきましても、来年度相当予算を計上いたしておるわけでございます。原子力につきましても、資料も差し上げてございまして、金額にしまして二億餘り。それから学科の新設につきましては、十五学科の新設をはかっております。大臣のお話もありましたように、技術者の不足ということは現実の問題として現われております。去年の四月の事業会社、工場等の採用の状況を調べてみますと、求めて得られなかった技術者の数というものが四千八人出ております。それから私も文部省で経済五カ年計画の線に合わせて計算いたしましたみますと、新計画の最終年度になります三十七年度におきましては、八千人不足するという計算に相なります。でこれを目標にいたしまして、一面理工系の学生をふやしていくということが必要でございしますので、秋山委員の御指摘になりました、

既設の研究も水準を高めるといふことと合せて、この分野を広げていくというところもあわせてやりたいと考えてまして、来年度にはそういう意味の予算もお願い申し上げておるようなわけでございします。

○松永忠二君 今の関連であります。教官研究費について今説明があつたわけですが、基礎的な学力を充実させるという意味で、今の大学で非常な要望している点は、定員の充実だと思つております。特に教養学部あたりの基礎学科の定員が、非常にまだ不足をしておるというふうなことで、そういう面の増員をして、そういう充実をはかつていきたいという声もある。それからまた学科制の大学において、新制大学として認められたときのように、すでに定員の不足があつた、それでその定員がほとんど保持をされてないというふうな状態もある。そこでこの前私は資料もお願いをしたのですが、千七百六十六人の増員をするに当つて、定員の方面でどう一体配慮をして定員の保持をしたのかどうか、その点一つと。そういう方面からいふと、学部、教授と大学院の教授とが兼任をしているというところについては、今後どういふふうな対策を考えているのか。それからなお、もう一点は、専任講師の研究費というものが計上されているのかどうか、この三点について一つお話をいたしたいと思つております。

○政府委員(緒方信一君) 第一点でございますが、教官の充実というところは、これは研究、教育を高めようとおきまして非常に大事な点だと思つております。そこで、今まで文部省として努めておりましたことは、今お話しのように、

に、学科目制と講座制とありますけれども、まず講座制の方について申し上げます。講座というのは、御承知のように実験講座、非実験講座と分れておりますけれども、実験講座について申し上げますと、教授、助教授、助手の数を一・一・二と、こういうふうに一組にしましてそれを一講座として立てておるわけでありまして、その講座組織が十分のものでございしますので、まあしかし、これは年々努力をいたしまして、最近では教授、助教授の欠けておる講座というものは非常に少なくなつて参りました。しかしまだ、若干残つております。これはまあ年次計画で充実をはかつて参りましたので……

まだ医学部の方は若干残つておる。そのほかの学部におきましては非常に少なくなつておりました。ただ、その下の方の助手の欠けておる講座というものが、まだございします。これらにつきましては、まあ年々これからの努力をしていききたいと思つております。で、講座の充実をはかりまして、そうしてその上に学生の増員を行いたいということが一つございします。

それから、学科目制につきましても同じように、これは今のうちにちゃんとした組織をきめておるわけじゃございしません。その学科目によりまして、それぞれ教授、助教授を配当いたしておりますけれども、これもなるべく教育にあるいは研究に支障のないような充実をはかりたいと思つております。で、その中で、来年度の千七百六十六人の千七百六十六人でございますが、学科新設あるいは学生増募等によりまして理工系の学生の増員に對しましては、これらを合せて大体百三十人くらいでござ

います、百二十七人くらいをこれに充てたい。

○松永忠二君 それは教授ですか。

○政府委員(緒方信一君) 教授、助教授、助手全部でございます。

○松永忠二君 それを含めてですか。

○政府委員(緒方信一君) ええ含めて。

○松永忠二君 教授はどのくらい。

○政府委員(緒方信一君) で、先ほど申しましたように、講座制の大学におきましては、教授の充員は大体できて参りましたので、助手の方に重きを置いております。新制の方は教授、助教授について新設をしていきたい。

○松永忠二君 ちょっとその説明は不備だな、その点は。

○政府委員(緒方信一君) 何人かとおつしやいましたから、そういう御説明をしたわけですが、それから第二点は、大学院と学部との関係についてお話をいたしました。これは現在の建前とかしましては、お話しのように、学部が充実しましたその上に大学院を作る。教育、研究の施設、設備並びに教員組織を充実いたしましたところに大学院を作っていく、こういうことである。大学院の研究、教育というものを、全然学部と切り離してやるという建前にはいたしておりませんのでございしますから、大学院の専任の教育といふものはございしません。大学院を担当して、学部を担当していると同時に、大学院の研究の指導も行い、あるいは教育に當つておるといふのが実情です。そういうことでございまして、従いまして、先ほども申しましたように、不完全講座の充実ということを年々やりまして、大部分の不完全な状

態を今は解消しつつあるという状態でございします。

それから第三の、専任講師に対する研究費の計上は、来年度もいたしておりません。

○松永忠二君 少し関連なんです、簡単に終わりますが、私がお考えいたしたいのは、不完全講座がまだあると、未完全講座がある、それから学科制についても、新制大学と認められたときの定員の助教授、教授の定員についても不備のままで、新制大学になつてゐる。そういうふうなところへ、この際、定員を完全にしていかなければ、今言つた通り、ただ生徒を増員したり、そういう面だけのことで不十分ではないか。むしろ、そういうところを充実させて、基礎的な力を伸ばしていく必要があるのじゃないかと思つてゐる。どういふわけで、そういうところを充実していかないのですか。それからなお、私がお聞きした千七百六十六人の理工系の生徒をふやして、そのために百三十人という人が増員になったのか、未完成の講座を充実させ、学科制の教授、助教授、助手を充実させて、完全にするために、百三十人ふやすというところになれば、特に千七百六十六人の増募に伴う定員増というものはないというふうな印象を受けるので、その点について、百三十人というの、そういうふうな観点から充実させていったものなのかどうかというところ、それから、さっきも言つたように、そういうところへ重点的に金を使つていくべきではないかというふうに思つてゐるのですが、どうですか。

○政府委員(緒方信一君) 学生増募の実態をお話ししますと、十分な御説

明にならぬかもしれませんが、学生増募の關係だけを申し上げますと、千七百十四名でございますが、これを既設の学部の中の学科に割り当てて、これを学科によりましては、五人割り当て、十人割り当て、あるいはもっと少ない数を割り当てるといふのを各大学に、ずっと調へましていたしまして、それが千七百十四名になっておるわけでございます。これは実態々々に応じてまして、教員の配当を考えなければならぬわけでありまして、そこで、そういう実態に積み上げて、教員の数を考えましてやったのが一つと、それからもう一つは、今お話しのような、特に旧制の講座制の大学におきましては、特にそこに優先的に、不完全なものを充実にしてやっていく、学生増募のあるところを優先的に充実にしていくというように、両方の計画をとって、今申しましたように、百二十七名という数を申し上げたのであります。

○松永忠二君 それについては、去年も実はそういうふうな定員をふやさないで、学部で学科目、学科によって十人とか十五人とかの割当をやったわけなんです。また今度、こういうふうなことをやるために、各大学ではどうしてもこのために定員をふやしてほしいとか、それから施設の充実にしてほしいというの、これは第一の要望だと思ふのです。そういうふうな意味で、教育研究費とか学生経費の計上というところ、これは非常に重要なことだ、むしろそういうところの定員を充実に、それから学生増募に伴う定員増というものを考えなければならぬ、い段階だと私も思ふのです。

その点について配慮が十分でないといふふうに私は思ふのです。そういう点で、二年間続けて学生増をやったために、定員をふやしたというふうな大学はあるのですか。

○政府委員(緒方信一君) これは、その御趣旨には全く同感なものでございませう。私、別に反駁しているわけではございません。昨年、三十二年度も増募しましたし、続けて今年、来年度もやろうというわけでありまして、その両方を、三十二年度、三十三年度両方の学生増募の数を基準にいたしまして、各大学を対象にしまして、今申しました数の割当を今考へておるところでございます。

○竹中勝男君 関連して、簡単に文部大臣にお伺いしたいのですが、大学局長からもお答えいただきたいと思ふのですが、どうも文教政策として、日本がもつと研究の上、実際上の効果を上げていくということ、それから大学が相当ふえていくということとの間に矛盾があるように思ふのですが、戦後、国立大学も非常にふえておりますが、また、私立大学というものが非常にふえて、それから定員が増加する。これは日本の特殊な、こんなに大学が多い国は、私もあまりよそのことは知りませんけれども、ないように思ふのです。何でも大学、料理の大学ができるし、頭の毛を刈る大学もできる、いろいろなものが大学になって、全国も大学ばかりになってしまふような状態ですが、これはまあいろいろ理由があるでしょう。失業者が非常に多いし、経済が拡大していく速度が早いし、そうすれば、まあ、何とかして

て大学にでも行つておくよりほかに方法がないというので大学に行く。そうすると、大学を経営することは一つの商売になるというふうなところで、一つはふえていくと思ふのですが、まあ、たくさんの方が大学へ行くということは、いいことかも知れないのですけれども、そのために、ほんとうのいわゆる大学としての大学が弱まってしまう。すなわち研究の深さが浅くなつていく、この危険性が非常にあるのです。ことに、教員組合などもあるものですからして、いわゆるほんとうの學術に没頭するような学生の待遇というものは、なつていないのです。だいぶ平均的になつてきた。私どもの学生時代の大学の先生というものは、今でいえば自家用車を持つておる。人力に乗つてきた。馬に乗つてくる先生もあつた。そうして、ひまもあつたでしょうが、りっぱな絵をかいたり、とにかく相當すぐれた学者が大学にはおつたように思ふのです。錯覚じゃないだろうと思ふのですが、それはなぜかという、その大学の教授たちの生活が非常に安定しておつた。研究に没頭できておつた。ところが、今の大学教授といふのは、もう非常にサラリーが安いわけだ。何かアルバイトをやらないと、やつていけないのが、現在の大学教授の生活内容です。私も三十年前大学におりましたが、国会議員になつてからの方が貧乏はしますけれども、それでも普通のサラリーマンですよ。大学の教授といふのは、借金はない、かなりの程度の生活しかできない。それは、自分で研究する費用とか、そんなものはありません。そういう余地は

ありません。原稿書きをしたり、講演をしてばかりいなきやならぬ。そういうことに日本の大学が転落しつつあるのじゃないか。そういう学者を、ほんとうに待遇する方法がまだ足りないと思ふのです。これはアメリカにおいて、それから社会主義国家においても、大学の教授といふものの權威と生活の程度は非常に高い。外国から学者が来て、私のうちにたずねてくると、私は恥かしくて、連れていけない。月給を聞かされると、恥かしくて言えない。うちへ連れてきたら、うちの中から大が出てきたりしますから、生活の程度が非常に違ふ。こういうことは、文化国家でもなんでもない私は思ふ。こういう点について、文部大臣として何とか、日本の大学をふやすとか、理工科の学生をふやすということに先んじて、大学の数をふやすというよりも、質を高めていく。そして、ことに大学院が中心です。大学というのは、どうしても大学院が中心です。研究といふものは、大学院の研究費というものを、もつと有力な学者にうんと持たす、こういうやり方をやらなかつたら、學術といふものは、絶対に私は進まないと思ふのですが、一応文部大臣にそういう、また、大学学術局長にその方針はどう思われますか、そういう方針は。

○国務大臣(松永東君) これは竹中委員の御説の通りです。私もふだんからそう考へております。いかにも大学が多過ぎる。多過ぎるのも御説の通りで、決して悲しむべきことじゃありません。しかし、むしろそれよりも内容を充実して、りっぱな大学という名前につく以上は、りっぱな大学の名前にふさわしい研究、それを進めていた諸諸を作りたいというふうに私は考へております。そこで、ただしかし、いかにも大学が多過ぎるところへもつてきて、もつと国立大学にいたしまして、あるいは私立大学にいたしまして、その大学、大学の特殊性を発揮するよりなりつぱな学問をするよりしなければならぬ。それには御指摘になりました通り、学者に対する優遇といふものは、ほとんどなつておりません。御指摘の通りです。これではいかぬといふふうにかねがね考へておりました。実は三十三年度予算にも、そういう面ですらに研究設備、その充実に努力をしてみたのであります。これは話しのついでですから申し上げますが、まあ一番昔から学問の首府といわれておつた東大あたりでも、これは余談みたいな話ですが、実はいろいろ学長あたりと話ししますときに、どうも戦災後そのままに放置してあるというやうなことを言ひ話してしたから、それは十二、三年もそのままにこわれたままに放置してあるのですかといふ話をしましたら、戦災じゃない震災だ、関東震災だと言ひました。関東震災後そのままに放置してある。なるほど言われて見れば、病院あたりでも、この間行つてみたつて、床でも危なく歩けないやうなところがある。しかし、その反面りっぱなところもちらほらあります。あります。そういう設備も、さらに御指摘になりましたように、先生方に対する優遇、これも世界各國の実情とやはり比べてみますと、いふと、とてつもない違いがある。何とかこれはそういう面からしなければ

ば、幾ら大学という名前ばかりあつてみたつて、完全な教育、りつぱな、技術者にすれば技術者を作り出すことはできない。ですからこれは何とか考へた方面、質の方面も相当これは、それがまず先じやないかというふうに考へておるのであります。それから大学の数が多過ぎるといふお話しですが、実際これは私も同感です。たしか四百九十九あります、今大学が……これは御説のごとく世界中にこんな大学の多い国はないのでございませう。しかしさすればといつて、一ぺんできておる大学を、その自治にまかせておる今日、これをつぶすわけにはこれはいきません。そうする力もございせん。しかしながらその内容を充実して、そしてたとへば短期大学にいたしましたも、その内容を充実して、そして大学にふさわしい学問を教へていく、そしてつばな研究をした人々を社会に送り出していくというふうに努めなければならぬというふうな考へ方で進んでおるわけでありませう。なお、詳細な点は政府委員から申し上げることにいたします。

○竹中勝男君 ちよつとついでに緒方局長にこつとも重ねてお尋ねしておきます。一億七千万円のこれは大学院の学生並にそのうちの研究費、あるいは奨学金というものがあつたと私は思ふのですが、大へん私はそれはいい、ありがたいことだと思つておりますが、やはり大学院の学生をうんと力を入れて、ことに博士課程に行く者の進学の道を開いてやらないと、現在の日本人の経済力ではとうてい大学を出して、また二年修士課程をやつて、それから少くとも六年ぐらひは論

文を書くのにはかかるのですから、その経済力は家庭にはありません。それで何かこういふ人たちに研究費が出る道がなかつたら、博士課程ができてやる人がない、やれない。優秀な者はど高給でよそに就職ができるものから、大学に残らないのです。そういう矛盾、優秀な者を大学にとどめておいて、まあ十年、少くとも十年、安心して研究ができるという制度を確立しないと、ほんとうにいい者は出てこないと思ひますが、今度の一億七千万円組んでいただいたことは、非常にありがたいと思ひますが、明年度にはずつとこういふものを増額して、博士課程の学生をふやしていけるようにしていただきたいと思ひますが、局長のお考えを聞連して……

○政府委員(緒方信一君) 一番今お話しになりました問題からまずお答えいたしますが、先ほど学生経費一億七千万円大体計上しておると申し上げましたが、これは大学院の学生だけじゃございせん、学部、大学院を含めて総額が一億七千万円増額をいたしましたというのを申し上げたわけでありませう。これは来年度の要求全体で申し上げますと十二億でございます。そして大学院の学生につきましては、学部の学生の二倍半ぐらひに計上いたしております。ちよつとその率が今度高まりましたけれども、差が大きくなりまして、学部の学生の方に増額をいたしまして計上をいたしております。それから育英資金の関係でございますが、来年度博士課程の学生に對する育英資金といたしましては六百人、一万円口を六百人ふやしました。この六百人のうち百人は学年進行の分でご

ざいますから、純粋にふやしたというのは五百人でございますけれども、人員の總数を申し上げますと……

○竹中勝男君 できたらそれを自然科学と文化科学、人文科学の博士課程の学生の数を知らせて下さい。

○政府委員(緒方信一君) これは資料でも差し上げてあつたように思ひますが……

○委員長(湯山勇君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(湯山勇君) 速記をつけて。

○竹中勝男君 わかりました。そんなにいるのですかね、博士課程に五百人も……

○政府委員(緒方信一君) 博士課程、これは總数を申し上げますと、三十二年五月現在でございますが、四千七百十一名です。その内訳を申し上げますと、人文社会系が千四百七十七名、自然科学系が千六百五十八名、それから医学の關係でございますが、これが千五百七十六名、合計しまして四千七百十一名おる。これはもちろん国公私立大学合わせた数でございます。それで、これに對しまして奨学生としまして三千七百名分を来年度は計上いたしております。医学關係が千三百名でございます。そのほかの学部の關係が二千四百名、お説のように世の中が景氣になればなるほど学部でやめて、大学院に残つて学問の研究に没頭しようという人が少くなりますので、私もこの大学院の学生に對する奨學資金のワクの拡大を進めていくことに對しまして、なお今後とも研究したいと存じますけれども、来年度におきましては、これは一万円口と六千円口とご

ざいまして、その一万円口の方を正確に申し上げますと、五百人ふやしているような状態でありませう。

○委員長(湯山勇君) 今の三千七百といふのは、博士課程だけじゃなくて、修士課程も含んでいるんじゃないんですか。

○政府委員(緒方信一君) いいえ、博士課程だけでございます。

○吉田法晴君 今、大学の充実に對して竹中さんから意見が出まして、大臣も全く同感だと、こういふお話しでしたが、こつとも話せばしはしは出るのです。そのときどきの大臣から答弁があるんですが、これは実際にはなかなかそれが実現せぬ。特に大学の教授に對しての給与といふことが、待遇が、その地位が昔に比べて下つておる。そこで研究費補助等でやられておりますけれども、従来の実例はこれは個人まではないで、あるいは学部なら学部の全体の費用に使われるといったような実情が多かつたと思ひます。いわば公務員で一番上のクラス、たとえば文部省でいへば事務次官がまあ公務員として一番上ですが、あるいはたといは檢察官、裁判官に比べて実質、大学教授の給与といふのは悪いですね。従つてアルバイトをやらなければならぬといふか、あるいは雑文を書きながらなければならぬといふことになるのですが、たとえば檢察官にしましては、あるいは行政官にしましては、手当等もございませうし、あるいは何といひますか超勤といふか、それぞれ手当がございませう。ところが、学校には全然それがない。そして特別にある研究補助といふのが問題にならないで、一人々々にはいってきつてもきつても少

額である、あるいは中には個人のところへ来ないといふのが実態のようです。そこで、具体案をもつて一つ待遇がよくなるように、これは最高のやは何といひますか、待遇が与えられることが、学問あるいは科学、大学における科学的な水準を高めるゆゑから、その具体案を出して一つ実現を願ひたいと思ひますが、大臣、局長この際一つ決意を述べていただきたいと思ひます。

○國務大臣(松永東君) 吉田委員の仰せになりました点についてごく同感です、実際、それでことしの予算編成のときにも、相当努力してみたのですが、力足らずしてその目的を十分に達成することができなかったのですが、しかしながら、まあ多少はその意図だけは表現したといふふうに考へておりますが、詳細な計算につきましては、政府委員から申し上げることにいたします。

○政府委員(緒方信一君) 教官の待遇を向上しなくちゃならぬことは、私もさう考へております。そこで、来年度の予算といたしましては、私も努めたいと思ひましたことは、先ほど松永委員からもお話がございましたように、大学院の講座を担当する教官につきまして、何ら手当などがないのであります。で、学部の教育を担当している、それにかかわらず何らそれに對する手当がございせんので、その分をまず取り上げまして調整昇俸を考へていきたいといふことで進めましては、これはまだ来年度の予算といひましたが、今後一つ方法等につきまし

て、なお一つ想をあらためて今後研究したいと思っております。これはまあ大学院の教官のみならず、科学技術の研究に従事します研究員全体の待遇の問題が起つておりますから、これら科学技術等とも十分連絡をいたしまして、全体の問題としても、十分一つ努めてみたいと思っておりますが、現在の大学教授の待遇でございますけれども、これは俸給表は大学教授には特別なものがございまして、若干よろしゅうございまして、先ほどちよつとお話がございまして、大学の学長、国立大学の学長等につきましては、やはり一等級でございまして、俸給としましては次官よりも上の人があります。それから管理職手当につきましては、たとえば学長とか、学部長とか、そういうところの管理職手当はついております。しかし一般の教授にはついておりません。そこで、大学教授の待遇の問題でございまして、これは個人収入を高めることはもちろん必要でございますけれども、しかし先生方のお話を聞いてみますと、やはり念願される最大のものは、やはり研究環境を整備しておく、つまりりっぱな研究室で十分研究設備が入って、研究費もふんだんに使つて自由に研究に従事されるという研究環境の整備を、一番希望されているように思ひます。先ほどからお話が出ますように、まだまだ来年度予算では十分ではないと考えておりますけれども、将来とも研究費の増額、設備費の増額等につきまして、私も骨を折らなかならぬと考えております。なお、それからお話しの中にごさいます教官研究費が教室そのものに渡る金額が非常に少くなるとい

う点でございまして。これは事実、そういう実態があります。現在の予算の立て方からいたしまして、先ほどちよつと触れましたけれども、教官研究費あるいは学生研究費、これらの研究費を中心として国立大学の運営に關する基準経費といふものがあるわけでございます。これは予算の教官研究費、学生研究費と申しまして、予算といたしましては表面に出てこない問題でございまして、積算の基礎になる。それが校費といふものとまじりまして、それが学校に配分されるわけでございます。もちろん、その内容の積算につきましては、明示されるわけでございますけれども、それを大学におきましては大学全体として、あるいは学部としてそれを全体まとめて運用して、これは経常経費としての研究費でございますから、その中身の裏面としまして、あるいは水を張り、電気を張り、ガスを張りといったようなものとか、あるいは消耗品とかいふことになりまして、そこでどうして大学の事務当局そのもので一括して経理するという形にならざるを得ない、した方が有利だといふこともございまして、そういうものを学部なりあるいは事務局なりで引きまして、そうしてその残りが教室の方の運営にまかせるという形でございます。その中で、どうしてもそれはお考えの通りの実態が現れてくると思ひますが、しかし、これはなるべく教室そのもので自由に使える金をたくさん確保するといふことが必要でございまして、そういう方向に努力いたしておるはずでございます。経理の方法等につきましても、改善をする余地があ

れば十分したいと存じております。しかし、何といたしましては総額を高めませんと、お話しになりませんから、先ほどから御意見のございまして、その方向に私も今後とも努力をしたいと存じます。

○秋山長造君　もう質問は次にしますが、資料要求でございます。第一は、全国の国立大学の教授、助教授等の定員と、それから実人員等を示す表をお願いしたい。それから第二に、全国の教授の年齢構成ですね、三十台がどれだけ、四十台、五十台、六十台以上がどの程度になつてゐるか、そういうことが一目でわかるような表を作つて出していただきたい。それから第三は、各省の予算に計上されてゐる研究費で大学へ受け入れてゐるものが相当ありますね……（「ありますよ、農林省だとか」と呼ぶ者あり）いろいろな科学技術庁だとか、いろいろなところの予算に入つておつて、それで大学に受け入れてゐる研究費といふのがあつて……

○委員長（湯山勇君）　ちよつと速記をとめて。

○委員長（湯山勇君）　速記をつけて。

○秋山長造君　もうです。

○政府委員（緒方信一君）　極力努力をいたしますが、ただこのうち、私ちよつと第二と第三の問題は、相当こまかく各大学を調べなければならぬ問題であると思ひます。まともなものが今まではあるかないか、ちよつと見当がつきません。

○委員長（湯山勇君）　速記をとめて。

○委員長（湯山勇君）　速記をつけて。

○野本吉吉君　大学の問題でいろいろ御意見があつたのですが、私聞いておる次のような話があるのですが、そういう事実があるかどうか、もしあるとすれば、これはよく考えなければならぬ。それはこつと考へなければならぬ。大学における研究の設備、あるいはその他の諸条件が、特に少壮な研究意欲に燃えてゐる学者に満足を与へることができないので、そういう非常に研究意欲の高い少壮な学者が外国へ研究に行つてしまふという傾向があるといふことを聞いておるのですが、これはどうですか。

○政府委員（緒方信一君）　今お話しになりましたように少壮学者が外国に行く、それが実態としてどれくらいあるか、私どもは十分つかんでおりませんけれども、まあ聞きましては顯著な一、二の例は存じておりますので、そういう例は相当あるのじゃないかと想像します。たとえば、この前文化勲章をもらひました小平という数学の学者がございまして、この方はアメリカの大学に行つておられます。少壮な学者でございまして、外国へ行つて勉強しておる。こういう実情でござい

○野本吉吉君　そういう有数の学者が外国に行つて研究する。外国の研究に奉仕する、日本の研究の推進の力にならない。そういう機会が失われるといふようなことは問題だと思ふので、そういうような角度から、少壮学徒の研究意欲を充足させるためのいろいろな条件について考へていくべきだと、こつと考へてみます。

○委員長（湯山勇君）　残余の質疑は、次回に議することにいたします。本日は、これにて散会いたします。午後四時二十八分散会

三月五日本委員会に左の案件を付託された。

一、建国記念日制定に關する請願（第八七七号）（第八七八号）（第八七九号）（第八九八号）（第九〇八号）（第九〇九号）（第九二七号）（第九二八号）

一、義務教育に毛筆習字を独立教科とするの請願（第九二六号）

第八七七号　昭和三十三年二月二十一日受理

建国記念日制定に關する請願

請願者　鹿児島県伊佐郡菱刈町　南浦三、四七五　窪田兼三、外六十四名

紹介議員　田中　茂穂君

紀元節が国民の感情を無視して廃止されてから既に十年を経過したが、人心の安定とともに建国記念の日（もとこの二月十一日の紀元節）制定を希望する声が高まつてきた。これは祖国の歴史と伝統を回顧し國家興隆の前途を思うとき、当然起つてくる國民的世論であることに思ひをいたされ、ぜひ建国記

○委員長（湯山勇君）　速記をつけて。

○秋山長造君　もういふものの一覧表を作つていただきたい。それからもう一つは、大学院の学生のうち、大学院大学でない一般大学の卒業生で、大学院に入つてゐる学生がおりますね。この学生の年度別、それから大学別、研究科別の一覧表ができれば資料を作つていただきたい。

○政府委員（緒方信一君）　年度別、研究科別、大学別、出身大学でござい

○委員長（湯山勇君）　速記をとめて。

○委員長（湯山勇君）　速記をつけて。

○野本吉吉君　大学の問題でいろいろ御意見があつたのですが、私聞いておる次のような話があるのですが、そういう事実があるかどうか、もしあるとすれば、これはよく考えなければならぬ。それはこつと考へなければならぬ。大学における研究の設備、あるいはその他の諸条件が、特に少壮な研究意欲に燃えてゐる学者に満足を与へることができないので、そういう非常に研究意欲の高い少壮な学者が外国へ研究に行つてしまふという傾向があるといふことを聞いておるのですが、これはどうですか。

○政府委員（緒方信一君）　今お話しになりましたように少壮学者が外国に行く、それが実態としてどれくらいあるか、私どもは十分つかんでおりませんけれども、まあ聞きましては顯著な一、二の例は存じておりますので、そういう例は相当あるのじゃないかと想像します。たとえば、この前文化勲章をもらひました小平という数学の学者がございまして、この方はアメリカの大学に行つておられます。少壮な学者でございまして、外国へ行つて勉強しておる。こういう実情でござい

念の日法制化に尽力せられたいとの請願。

第八七八号 昭和三十三年二月二十一日受理

建国記念日制定に関する請願(三通)

請願者 鳥取県若美郡福部村大字若戸 大成忠則外三百三十六名

紹介議員 木島 虎藏君

この請願の趣旨は、第八七七号と同じである。

第八七九号 昭和三十三年二月二十一日受理

建国記念日制定に関する請願(六通)

請願者 茨城県常陸太田市天神林町 高根信夫外千五百三十名

紹介議員 武藤 常介君

この請願の趣旨は、第八七七号と同じである。

第八九八号 昭和三十三年二月二十二日受理

建国記念日制定に関する請願(四十通)

請願者 熊本県玉名市下一、八八一 坂口利秋外一万三千二百二十六名

紹介議員 林田 正治君

この請願の趣旨は、第八七七号と同じである。

第九〇八号 昭和三十三年二月二十四日受理

建国記念日制定に関する請願

請願者 山口市伊勢小路二五山口県郷友会内 高橋忠治外千五百八十名

紹介議員 木村篤太郎君

この請願の趣旨は、第八七七号と同じである。

第九〇九号 昭和三十三年二月二十四日受理

建国記念日制定に関する請願(十七通)

請願者 静岡県賀茂郡城東村白田六六八 稲葉久太郎外千三百六十九名

紹介議員 鈴木 万平君

この請願の趣旨は、第八七七号と同じである。

第九二七号 昭和三十三年二月二十七日受理

建国記念日制定に関する請願(二通)

請願者 大阪市東成区西今里町四ノ一六 吉田藤吉外二千二百二十名

紹介議員 左藤 義詮君

この請願の趣旨は、第八七七号と同じである。

第九二八号 昭和三十三年二月二十七日受理

建国記念日制定に関する請願(四通)

請願者 福島県郡山市堤下町四五 山下幸雄外三千百十二名

紹介議員 木村篤太郎君

この請願の趣旨は、第八七七号と同じである。

第九二六号 昭和三十三年二月二十七日受理

義務教育に毛筆習字を独立教科とするの請願

請願者 東京都文京区大塚窪町二四東京教育大学内 上条潤一外二名

紹介議員 湯山 勇君

義務教育課程において毛筆習字は、国民教養の重要部門として正確な位置づけのもとに技能教育にふさわしい時間配当がなされるべきであるにもかかわらず、単なる国語教科の科目として望ましくない取扱いを受けている実情であり、さらにまた今回の小中学校教育課程審議会における国語関係答申案によつても毛筆習字に関する条項は依然としてその位置づけを確定するにいたらず、児童、生徒の情操教育上まことに遺憾であるから、義務教育に毛筆習字を独立教科としてすみやかに位置づけるよう配慮せられたいとの請願。